

R6 営繕 総合教育センター 板・犬伏 屋外灯改修工事（担い手確保型）

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	E00	表紙・図面目録	11	E05	テニスコート電灯設備図(改修後)
02	共-01	営繕工事共通仕様書(1)	12	E06	既設照明器具姿図
03	共-02	営繕工事共通仕様書(2)	13	E07	外灯設備図(改修前)
04	共-03	営繕工事共通仕様書(3)	14	E08	テニスコート電灯設備図(改修前)
05	電特-01	電気設備工事特記仕様書(1)			
06	電特-02	電気設備工事特記仕様書(2)・参考工事工程表			
07	E01	付近見取り図・配置図			
08	E02	新設照明器具姿図			
09	E03	外灯設備図(改修後)			
10	E04	外灯設備詳細図(改修前・後)			

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

徳島県土整備部営繕課			工事名	R6 営繕 総合教育センター 板・犬伏 屋外灯改修工事（担い手確保型）	図面番号	E00	有限会社新田設備設計 代表取締役 新田 聡 〒770-8031 徳島県徳島市大谷町猿楽3-15 TEL088-669-0958 FAX088-669-1469
設計	竣工		図面名	表紙・図面目録	縮尺	NO SCALE	
R5.12	RO.O						

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項															
一 章 一 般 共 通 事 項		<p>(3)表示、掲示は次のとおり行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）」に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備器材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備器材等評価名簿（最新版）」に記載品を指すものとする。</p> <p>◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p>																					
	13. 材料・製品等		14. 化学物質を発散する建築材料等		<p>(3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、これらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <p>(1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>(2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4)塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営業課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>																		
				16. 建設機械等			<p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければならない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。</p> <p>また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初請負対象金額（設計金額）3千円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 <p>受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者ととも、書面により確認すること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> <tr> <td>3千円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千円以上5千円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千円未満	—	1回	3千円以上5千円未満	—	2回	5千円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																					
3千円未満	—	1回																					
3千円以上5千円未満	—	2回																					
5千円以上1億円未満	1回	2回																					
1億円以上	2回	3回																					
							<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>図面番号</td> <td colspan="2">有限会社新田設備設計</td> </tr> <tr> <td>共-02</td> <td colspan="2">代表取締役 新田 聡</td> </tr> <tr> <td>縮尺</td> <td colspan="2">〒770-8031徳島県徳島市大谷町猿楽3-15</td> </tr> <tr> <td>NO SCALE</td> <td colspan="2">TEL088-669-0958 FAX088-669-1469</td> </tr> </table>	図面番号	有限会社新田設備設計		共-02	代表取締役 新田 聡		縮尺	〒770-8031徳島県徳島市大谷町猿楽3-15		NO SCALE	TEL088-669-0958 FAX088-669-1469					
図面番号	有限会社新田設備設計																						
共-02	代表取締役 新田 聡																						
縮尺	〒770-8031徳島県徳島市大谷町猿楽3-15																						
NO SCALE	TEL088-669-0958 FAX088-669-1469																						
							<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>工事名</td> <td>徳島県県土整備部営繕課</td> <td>図面番号</td> <td>共-02</td> </tr> <tr> <td>R6営繕 総合教育センター 板・犬伏 屋外灯改修工事（担い手確保型）</td> <td></td> <td>縮尺</td> <td>NO SCALE</td> </tr> <tr> <td>図面名</td> <td>営繕工事共通仕様書(2)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	工事名	徳島県県土整備部営繕課	図面番号	共-02	R6営繕 総合教育センター 板・犬伏 屋外灯改修工事（担い手確保型）		縮尺	NO SCALE	図面名	営繕工事共通仕様書(2)						
工事名	徳島県県土整備部営繕課	図面番号	共-02																				
R6営繕 総合教育センター 板・犬伏 屋外灯改修工事（担い手確保型）		縮尺	NO SCALE																				
図面名	営繕工事共通仕様書(2)																						

III. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は（標仕<1> 1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
 - ・自家用電気工作物の保安規程（ ・ 本工事に申し定める ○ 既存施設の保安規程を適用（改修・増築等））
 - ・既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務（ ○ 本工事 ・ 別途 ）
 - ・本受電後引渡しまでの基本料金（ ~~本工事~~ → 別途 ）
- 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート 圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業 ・ ビル用サッシ施工作業
塗装	ガラス施工 塗装	・ ガラス工事作業 ・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ 施工 表装	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和 機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

（注）表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件

施工条件は次にによる。

- ・工程表は、全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- ・工事対象施設は、来訪者が多く、また、日常業務が継続している状態であることから、施設運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出、騒音・停電・断水等を伴う工程は、施設管理者と入念に調整すること。
- ・施設内での行事（イベント・議会定例会等）により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- ・施工時間は、施設管理者と協議のうえ決定すること。
- ・資機材の搬入・搬出経路については施設管理者と協議し承諾を得ること。
- ・施設内では工事区域外への立入りには十分注意すること。
- ・本工事は、完成した部位毎に部分供用を開始する予定である。部分供用開始前には、発注者・受注者・施設管理者の3者立会いの下、現場及び書面の確認（簡易）を行うので、受注者は、日頃の書面整理に努めておくこと。
- ・現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

4. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<1>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

(1) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜,円)	単位
コンクリート無筋	上吉野川砂利企業組合 (中間処分)		板野郡藍住町乙瀬北新田100 板野郡藍住町乙瀬北新田100	9.7	550 6,000円/1t連	t
金属(処分)	榊サンバイ		徳島市佐古四番町13-17 板野郡藍住町東中富字西江傍示1-1	4.6	0	t
廃プラ	榊リリース		三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2 三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2	57.5	16,000	m3

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者（以下「優良産業廃棄物処理業者」という。）」であることを示す。

- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
 - ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良産処分業者に認定されているとき、処分場を変更する場合は、原則として優良産処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- (2) 建設発生土の処理
- ・ 構外に搬出し適切に処理 ※土壤検査を本工事で（ ・ 行う（箇所） ・ 行わない ） ・ 構内敷きならし
 - 構内の指示場所（図示）に集積
- なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
[最終処分場の指定] ※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受入れの可否について確認すること。
- ・ 処分場名： ・ 所在地： ・ 運搬距離： kmを見込んでいる。
 - ・ 処分単価（税抜）： 円
- (3) 有価材の処理
- ・ 有価材（鉄骨・軽量鉄骨 ・ ）
 - ・ 古物商で適切に処理すること。

5. 養生等

- 本工事に施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。
- 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	外灯停電
注 意 事 項	停電による影響範囲の調査及び停電計画を作成し施工管理者と入念に協議・調整のうえ施工すること

6. 機材の品質等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤（OA盤・実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤 高圧スイッチギヤ（CW形、PW形）
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器（特定機器）、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式（定格出力300kVA以下のもの）、ラインインタラクティブ方式 常時商用給電方式、常時インバータ給電方式（簡易型）
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、 太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕<1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

7. 施工調査

- 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事・関連工事

1. 耐震施工（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
 - ・設計用水平地震力
機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - ・設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- 施設の種類、地域係数
 - ・施設の種類、地域係数
 - ・施設の種類（○ 特定の施設 ・ 一般の施設） ・ 地域係数（○ 1.0 ・ 0.9）
- 重要機器
 - ・ 配電盤 ・ 防災用発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機
 - ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・

設計用標準水平震度	特定の施設		一般の施設			
	設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機	機	2.0	1.5	1.5	1.0
		防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中層階	水 槽 類	機	2.0	1.5	1.5	1.0
		器	1.5	1.0	1.0	0.6
		防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
1階及び地下階	水 槽 類	機	1.5	1.0	1.0	0.6
		器	1.0	0.6	0.6	0.4
		防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	機	1.0	0.6	0.6	0.4
		器	1.0	1.0	1.0	0.6

（注） ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
 - （○器具番号Z101A ・ ）
 - ・試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
 - ・試験箇所数 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
- 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。

3. 非破壊検査

- はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 風圧力及び積雪荷重の適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。
・風圧力 風速Vo＝（ ・ 36 ○ 60 ）m/s ・積雪荷重 平成12年建設省告示1455号における区域 別表（三十五）

5. 各種荷重計算

・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ○ 照明用ポール

6. 強度計算

・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材
・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ○ 照明用ポール ・

7. コンクリート工事

対象物：照明柱基礎（ Z101B、T1、T2 ）
・ 強度試験（ ・ 第三者機関 ○ JIS工場 ） ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ○ 調査表提出
○ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出
（注） 強度試験の立会については、試験を第三者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立会者を定め、監督員の承認を受け、行うものとする。

8. 仮設工事

- 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - ・ 既存電力利用（○ できる ・ できない）、電料料金（○ 有償 ・ 無償）
 - ・ 既存水利用（○ できる ・ できない）、用水料金（○ 有償 ・ 無償）
- 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - ・ 同用地は、（○ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて）設けること。

	徳島県県土整備部営繕課	工事名 R6営繕 総合教育センター 板・犬伏 屋外灯改修工事（担い手確保型）	図面番号 電特-01	有限会社新田設備設計 代表取締役 新田 聡
		図面名 電気設備工事特記仕様書(1)	縮尺 NO SCALE	

9. その他共通事項

- (1) 配管工事
 - ・最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
 - ・長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕<2>2.2.9.<2>2.12.4)
 - ・屋外の防水形プルボックスは、(・ ステンレス製 ○ 銅板製 ・ 樹脂製) とし、(・ メラミン焼付塗装 ○ 溶融亜鉛めっき ・ 無塗装) とする。
 - ・屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、原則塗装不要とする。
- (2) 配線工事
 - ・高圧ケーブルの種類 (EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル) は、JCS 4395「6,600V架橋ポリエチレンケーブル (3層押出型)」によるものとする。
- (3) 塗装工事
 - ・次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・ 屋内 (機械室・隠蔽部を除く) ・)
 - ・屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。
- (4) 配線器具
 - ・図面に記載なきフラッシュプレートは、(○ 新金属製 ・ 樹脂製) とする。
- (5) 支持金物等
 - ・屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとす。
- (6) 用途別表示
 - ・盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製の表示札等を取付け、回路の種類、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10.<2>2.12.5)
 - ・なお、屋外において直接外気に触れる場所 (盤内、プルボックス内を除く。) 及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - ・カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- (7) その他
 - ・分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - ・分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数 (スペースを含む) に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - ・改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
 - ・自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

3章 電灯設備

1. LED照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。

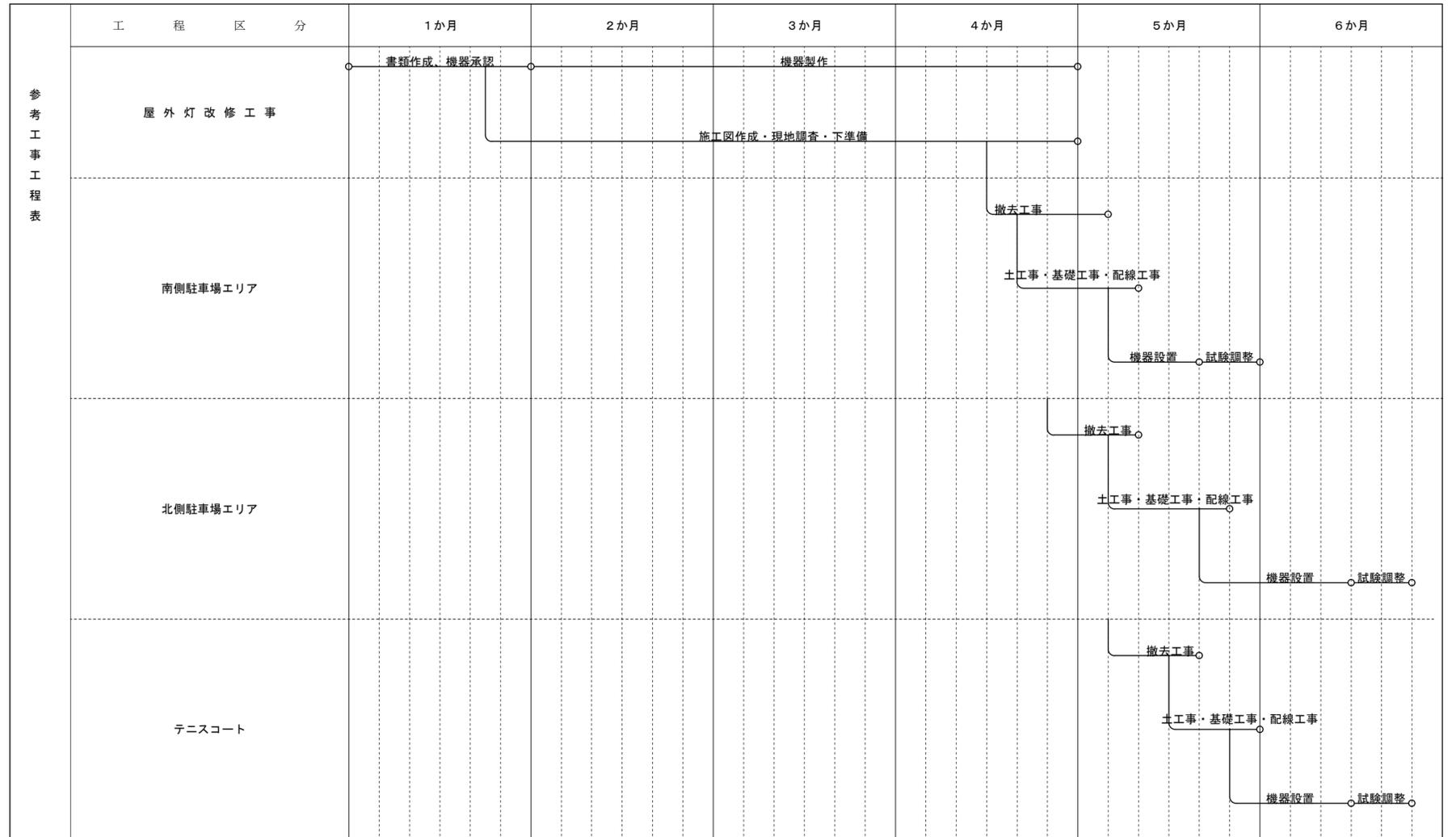
3. 照明制御の照度測定

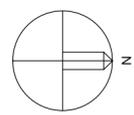
明るさセンサにより照明制御を行う室は、照度を測定し、測定表を監督員に提出する。なお、明るさセンサの設定は、監督員の指示による。
 ・照度測定時期 100%点灯時 (○ 夜間 ・ 昼間) 調光制御点灯時 (・ 夜間 ・ 昼間)

4章 構内配電 (通信) 線路

1. 埋設標識シート

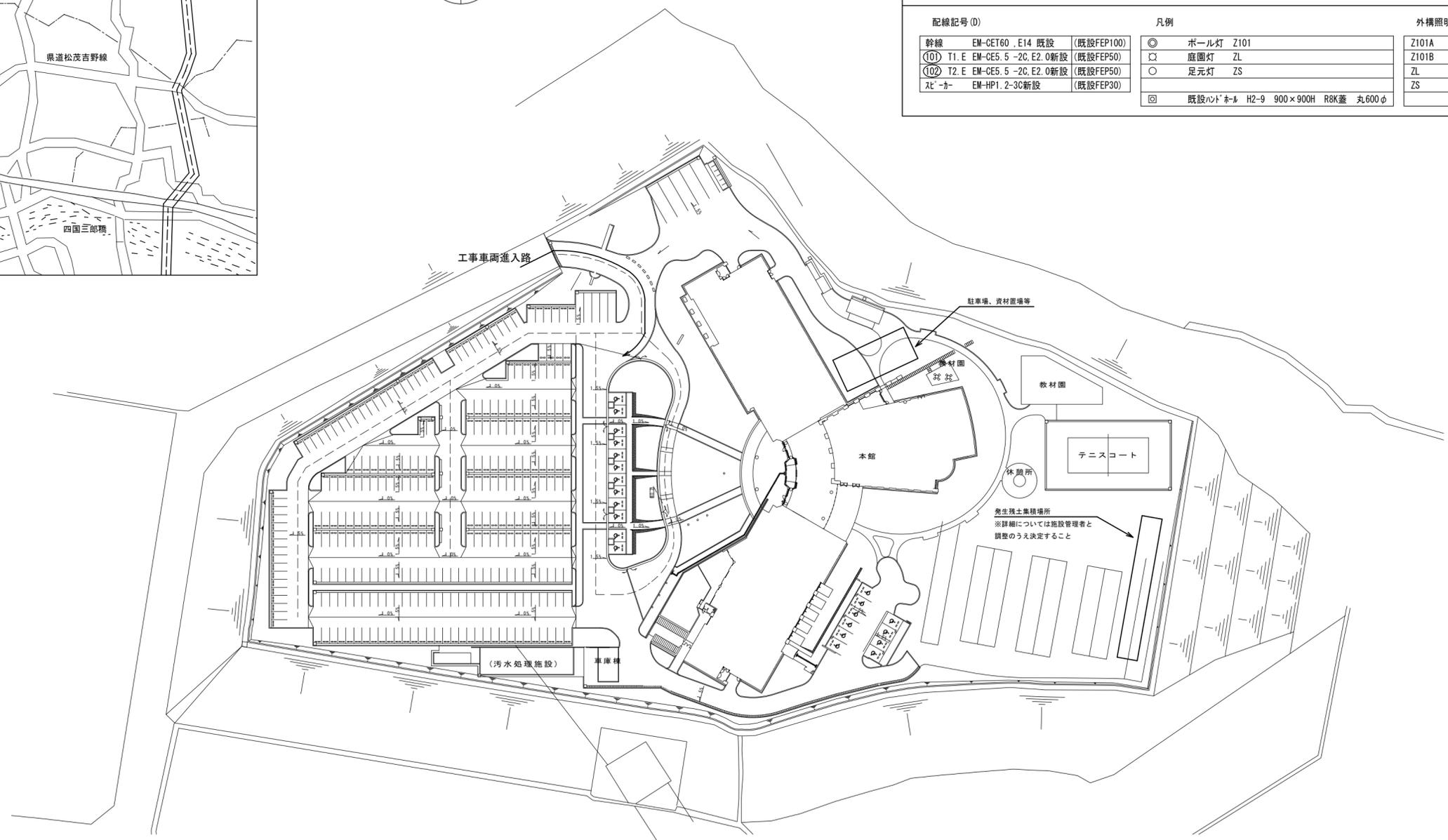
高圧及び特別高圧の地中線路の他、以下の地中線路に設ける。
 ・ 低圧幹線 (外部からの引込み経路を含む。) ○ 外灯配線
 ・ 外部からの通信引込み経路 ・ 建物間の通信配線 ・ 外部通信機器の通信配線



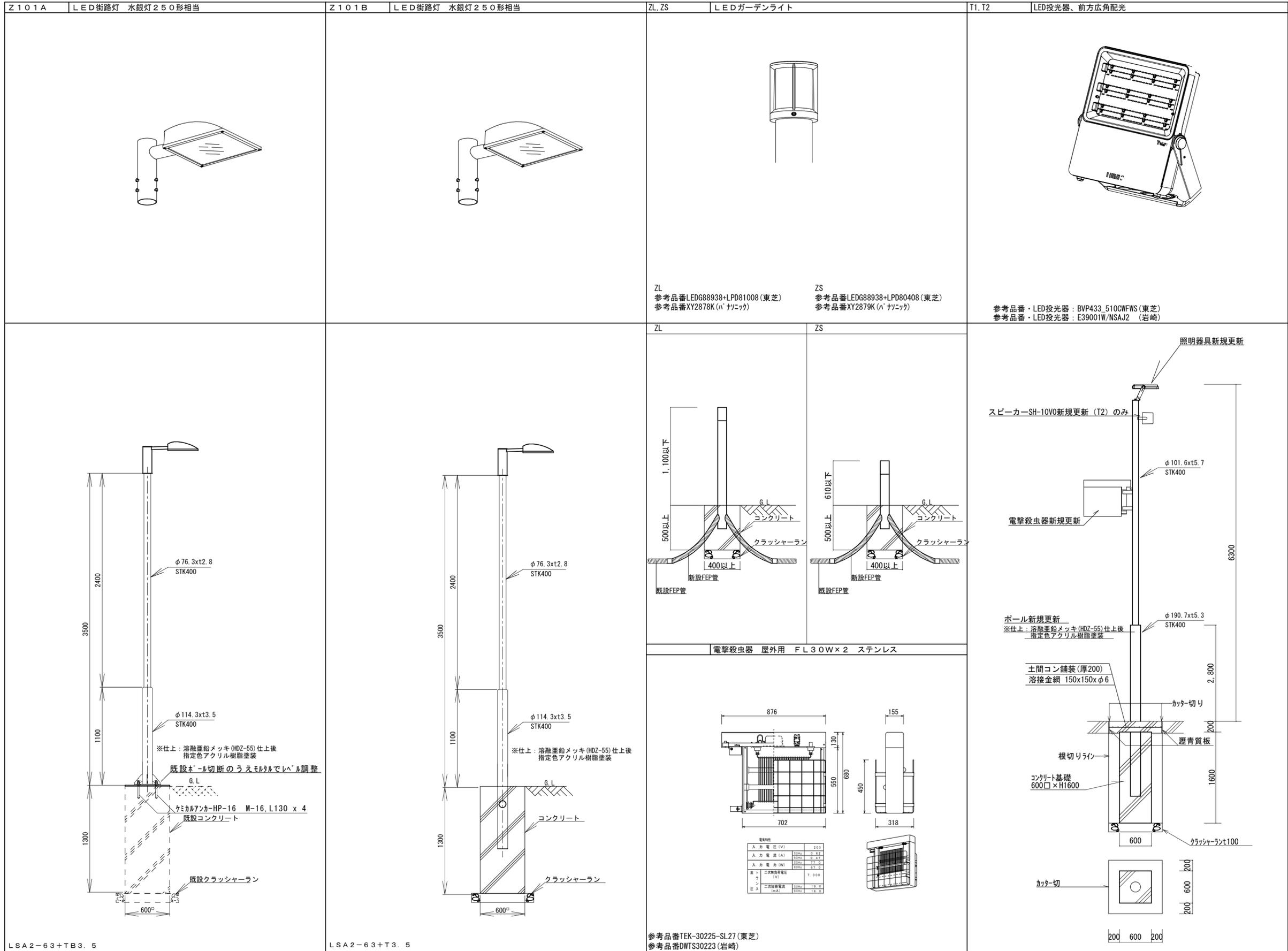


配線記号(A)		配線記号(B)		配線記号(C)	
⑩② T2.E EM-CE5.5 [□] -2C.E2.0新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)	⑩③ T1.E EM-CE5.5 [□] -2C.E2.0新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)	○ 予備管として残置 (既設FEP50)	(既設FEP50)
⑩③ T1.E EM-CE5.5 [□] -2C.E2.0新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)	⑩⑤ T1.E EM-CE5.5 [□] -2C.E2.0新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)	⑩② T2.E EM-CE5.5 [□] -2C.E2.0新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)
○ 予備管として残置 (既設FEP50)	(既設FEP50)	⑩⑧ T2.E EM-CE5.5 [□] -2C.E2.0新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)	⑩① T1.E EM-CE8 [□] -2C.E5.5 [□] 新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)
○ 予備管として残置 (既設FEP50)	(既設FEP50)	○ 予備管として残置 (既設FEP50)	(既設FEP50)	⑩② T2.E EM-CE8 [□] -2C.E5.5 [□] 新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)
○ 予備管として残置 (既設FEP50)	(既設FEP50)	⑩⑤ T1.E EM-CE5.5 [□] -2C.E2.0新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)	⑩③ T3.E EM-CE8 [□] -2C.E5.5 [□] 新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)
⑩⑤ T1.E EM-CE5.5 [□] -2C.E2.0新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)	⑩⑧ T2.E EM-CE5.5 [□] -2C.E2.0新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)		
⑩⑧ T2.E EM-CE5.5 [□] -2C.E2.0新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)	⑩① T1.E EM-CE8 [□] -2C.E5.5 [□] 新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)		
⑩② T2.E EM-CE8 [□] -2C.E5.5 [□] 新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)	⑩② T2.E EM-CE8 [□] -2C.E5.5 [□] 新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)		
⑩③ T3.E EM-CE8 [□] -2C.E5.5 [□] 新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)	⑩③ T3.E EM-CE8 [□] -2C.E5.5 [□] 新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)		

配線記号(D)		凡例		外構照明	
幹線 EM-CET60 .E14 既設 (既設FEP100)	(既設FEP100)	◎ ポール灯 Z101	Z101A × 14台	更新	
⑩① T1.E EM-CE5.5-2C.E2.0新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)	⊠ 庭園灯 ZL	Z101B × 6台	新規	
⑩② T2.E EM-CE5.5-2C.E2.0新設 (既設FEP50)	(既設FEP50)	○ 足元灯 ZS	ZL × 17台	更新	
スビ-カ EM-HP1.2-3C新設 (既設FEP30)	(既設FEP30)	⊞ 既設ハットキャップ HZ-9 900×900H R8K蓋 丸600φ	ZS × 36台	更新	



配置図 SC=1/1000



・ 姿図に記載されている機器の型番、形状、寸法等は参考とし、納入予定品目が記載内容と異なる場合は同等品であることを証する書類、計算書を提出し監督員の承諾を受けるものとする。

<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>工事名 R6営繕 総合教育センター 板・犬伏 屋外灯改修工事(担い手確保型)</p>	<p>図面番号 E02</p>	<p>有限会社新田設備設計 代表取締役 新田 聡</p>
<p>図面名 新設照明器具姿図</p>	<p>縮尺 NO SCALE</p>	<p>〒770-8031 徳島県徳島市大谷町猿楽3-15 TEL088-669-0958 FAX088-669-1469</p>	

- (101) T1. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0撤去 (FEP50)
- (102) T2. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0撤去 (FEP50)
- (103) T1. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0撤去 (FEP50)
- (104) T2. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0撤去 (FEP50)
- (105) T1. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0撤去 (FEP50)
- (106) T2. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0撤去 (FEP50)
- (107) T1. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0撤去 (FEP50)
- (108) T2. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0撤去 (FEP50)
- (201) T1. E EM-CE8^φ-2C. E5.5^φ撤去 (FEP50)
- (202) T2. E EM-CE8^φ-2C. E5.5^φ撤去 (FEP50)
- (203) T3. E EM-CE8^φ-2C. E5.5^φ撤去 (FEP50)

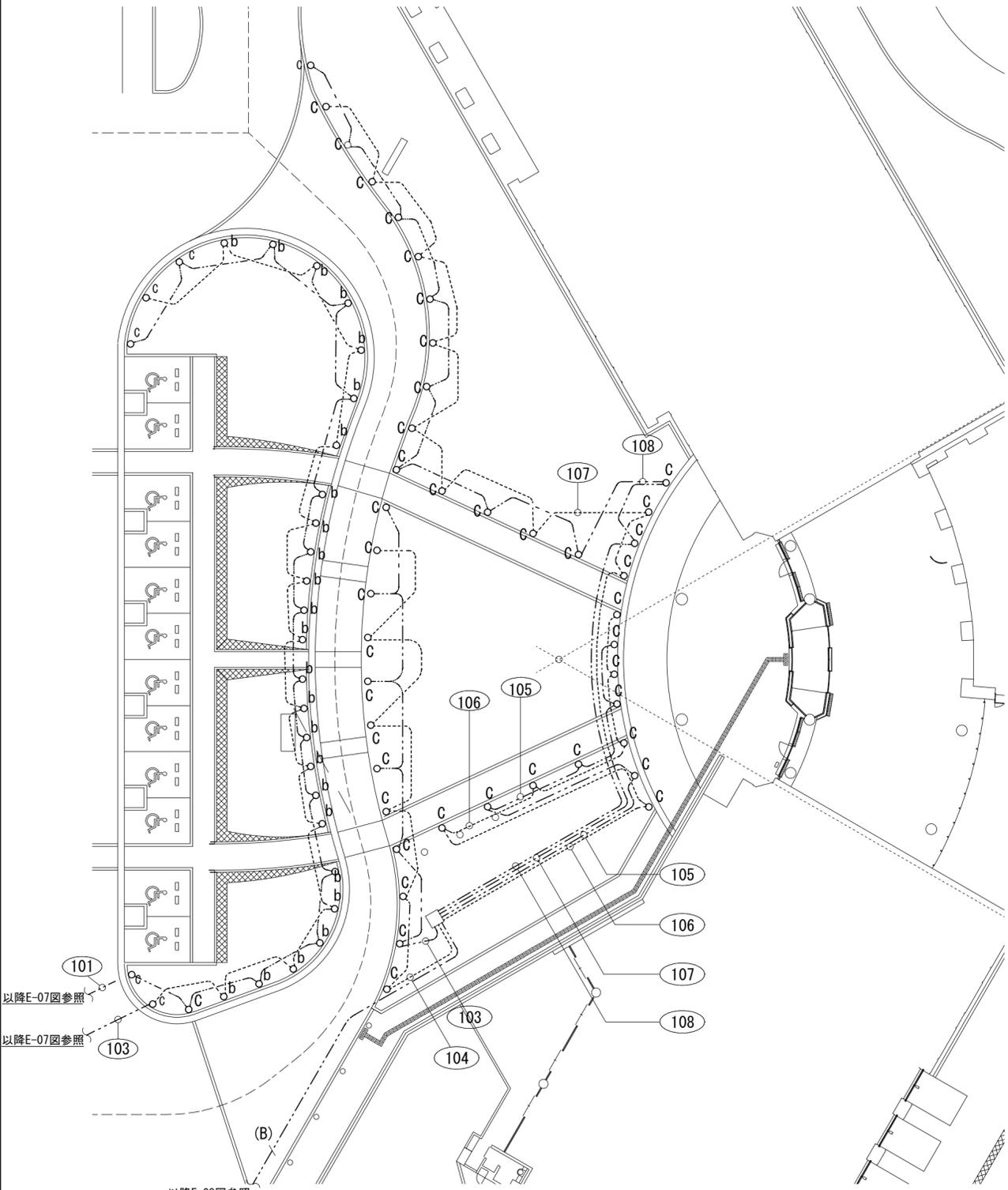
- (103) T1. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0撤去 (FEP50)
- (104) T2. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0撤去 (FEP50)
- (105) T1. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0撤去 (FEP50)
- (106) T2. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0撤去 (FEP50)
- (107) T1. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0撤去 (FEP50)
- (108) T2. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0撤去 (FEP50)

- (101) T1. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0撤去 (FEP50)
- (102) T2. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0撤去 (FEP50)
- (201) T1. E EM-CE8^φ-2C. E5.5^φ撤去 (FEP50)
- (202) T2. E EM-CE8^φ-2C. E5.5^φ撤去 (FEP50)
- (203) T3. E EM-CE8^φ-2C. E5.5^φ撤去 (FEP50)

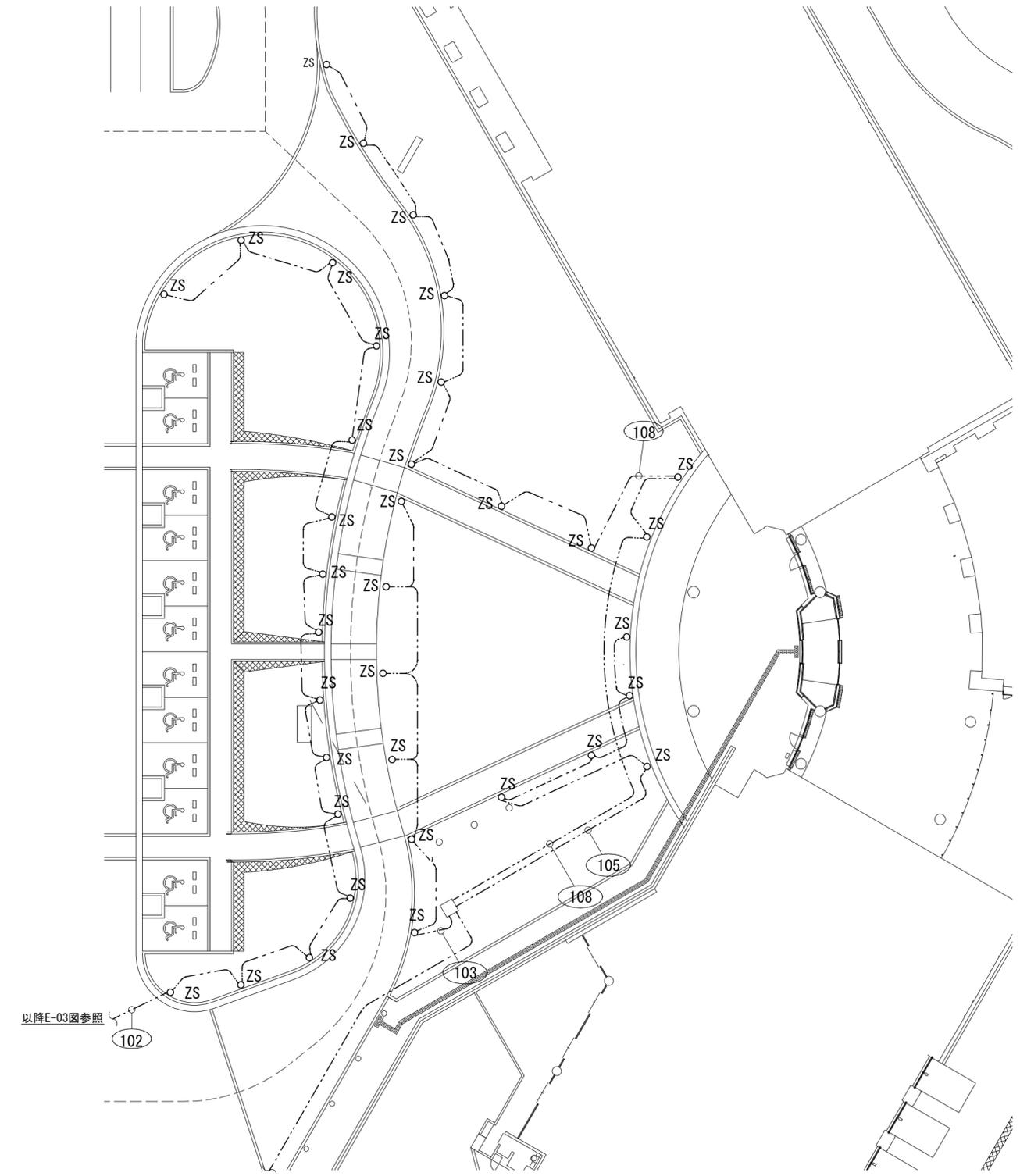
- (102) T2. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0新設 (既設FEP50)
- (103) T1. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0新設 (既設FEP50)
- 予備管として残置 (既設FEP50)
- 予備管として残置 (既設FEP50)
- (105) T1. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0新設 (既設FEP50)
- (108) T2. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0新設 (既設FEP50)
- (201) T1. E EM-CE8^φ-2C. E5.5^φ新設 (既設FEP50)
- (202) T2. E EM-CE8^φ-2C. E5.5^φ新設 (既設FEP50)
- (203) T3. E EM-CE8^φ-2C. E5.5^φ新設 (既設FEP50)

- (103) T1. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0新設 (既設FEP50)
- (105) T1. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0新設 (既設FEP50)
- (108) T2. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0新設 (既設FEP50)
- 予備管として残置 (既設FEP50)
- 予備管として残置 (既設FEP50)
- 予備管として残置 (既設FEP50)

- 予備管として残置 (既設FEP50)
- (102) T2. E EM-CE5.5^φ-2C. E2. 0新設 (既設FEP50)
- (201) T1. E EM-CE8^φ-2C. E5.5^φ新設 (既設FEP50)
- (202) T2. E EM-CE8^φ-2C. E5.5^φ新設 (既設FEP50)
- (203) T3. E EM-CE8^φ-2C. E5.5^φ新設 (既設FEP50)

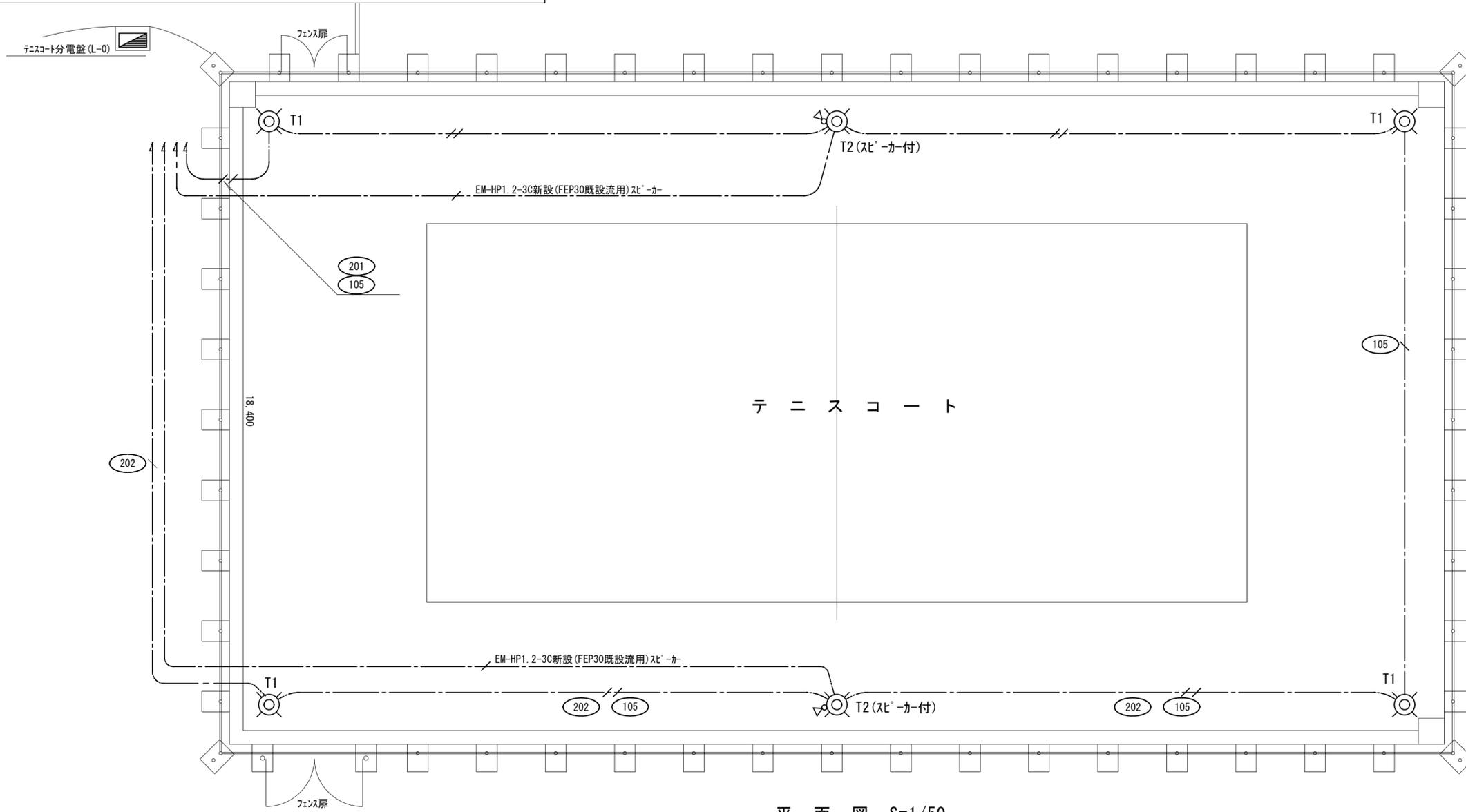
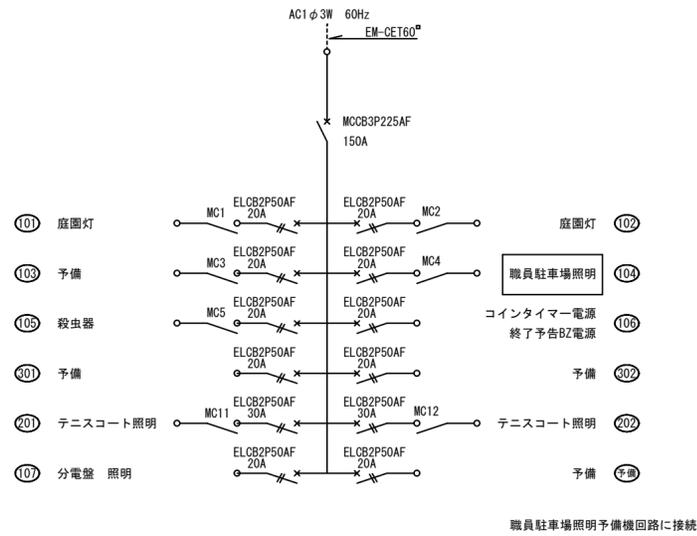


改修前詳細図



改修後詳細図

テニスコート分電盤(L-0) 結線図 現状のまま使用



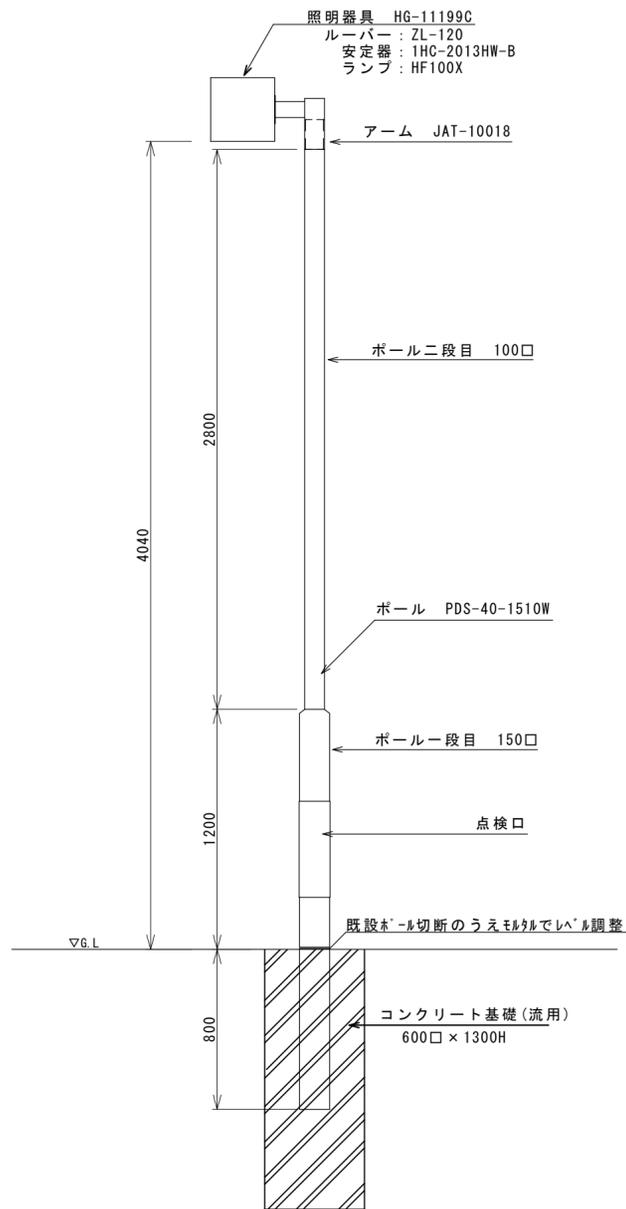
平面図 S=1/50

徳島県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 総合教育センター 板・犬伏 屋外灯改修工事 (担い手確保型)	図面番号	E05
	図面名	テニスコート電灯設備図 (改修後)	縮尺	1/50
有限会社新田設備設計 代表取締役 新田 聡			〒770-8031 徳島県徳島市大谷町猿楽3-15 TEL088-669-0958 FAX088-669-1469	

撤去
Z101



照明器具 : 320口 H=3800
コンクリート基礎 : 600口 x H1300 流用

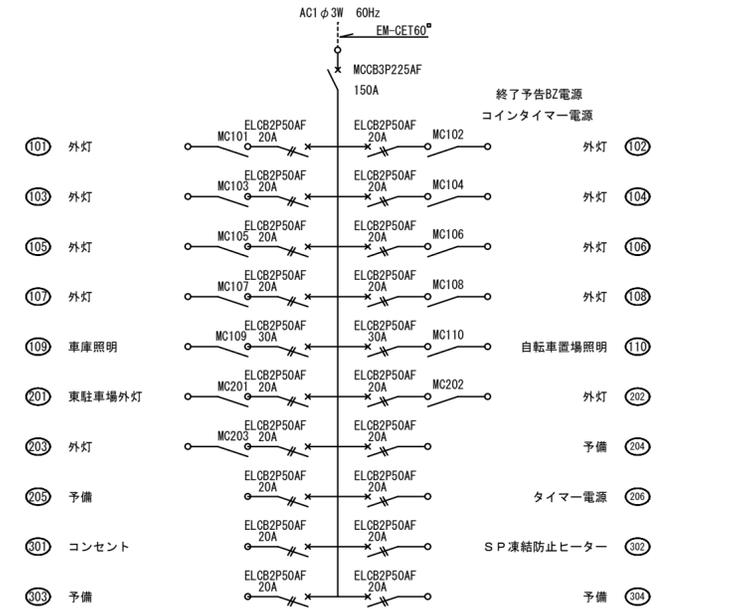


撤去

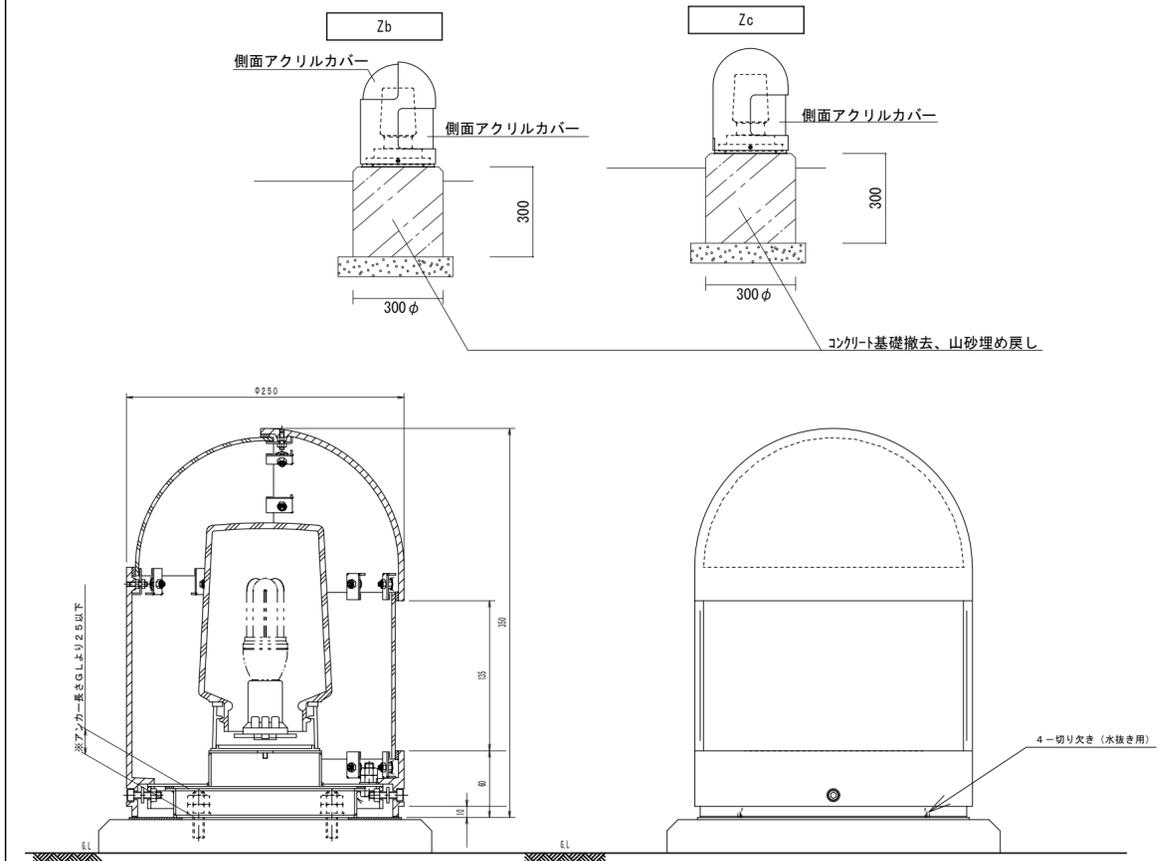


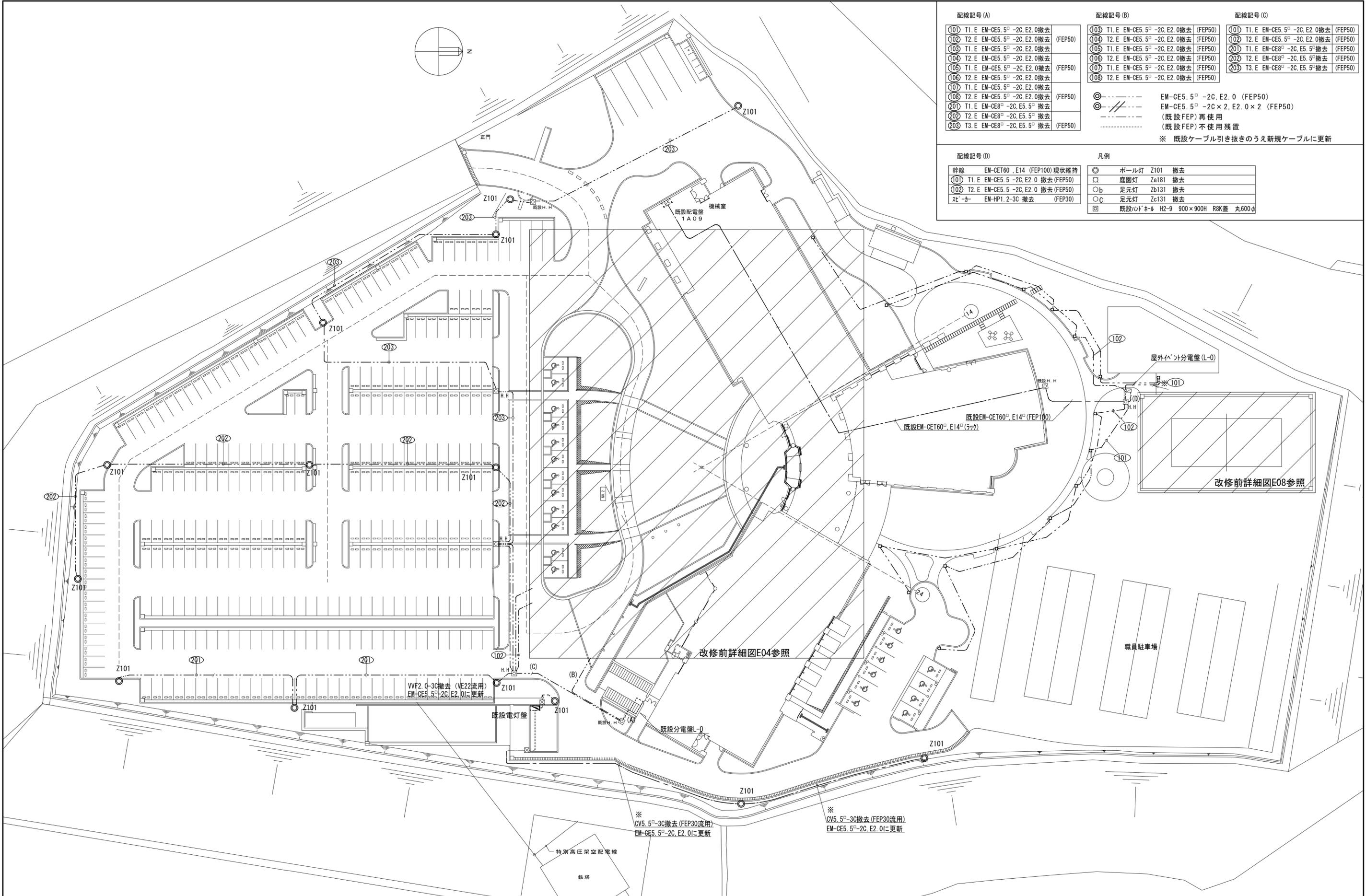
照明器具 : 160口 H=1000
コンクリート基礎 : 400口 x 600H 撤去

既設分電盤(L-0) 結線図 現状のまま使用



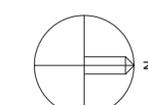
○b ○c 撤去





配線記号(A)		配線記号(B)		配線記号(C)	
①01	T1. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0撤去	①03	T1. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0撤去 (FEP50)	①01	T1. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0撤去 (FEP50)
①02	T2. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0撤去 (FEP50)	①04	T2. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0撤去 (FEP50)	①02	T2. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0撤去 (FEP50)
①03	T1. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0撤去	①05	T1. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0撤去 (FEP50)	②01	T1. E EM-CE8 [□] -2C. E5.5 [□] 撤去 (FEP50)
①04	T2. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0撤去	①06	T2. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0撤去 (FEP50)	②02	T2. E EM-CE8 [□] -2C. E5.5 [□] 撤去 (FEP50)
①05	T1. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0撤去 (FEP50)	①07	T1. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0撤去	②03	T3. E EM-CE8 [□] -2C. E5.5 [□] 撤去 (FEP50)
①06	T2. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0撤去	①08	T2. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0撤去 (FEP50)		
①07	T1. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0撤去				
①08	T2. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0撤去 (FEP50)				
②01	T1. E EM-CE8 [□] -2C. E5.5 [□] 撤去				
②02	T2. E EM-CE8 [□] -2C. E5.5 [□] 撤去				
②03	T3. E EM-CE8 [□] -2C. E5.5 [□] 撤去 (FEP50)				

配線記号(D)		凡例	
幹線	EM-CET60. E14 (FEP100) 現状維持	◎	ポール灯 Z101 撤去
①01	T1. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0 撤去 (FEP50)	⊠	庭園灯 Za181 撤去
①02	T2. E EM-CE5.5 [□] -2C. E2. 0 撤去 (FEP50)	○b	足元灯 Zb131 撤去
⋈ ^レ -カ-	EM-HP1.2-3C 撤去 (FEP30)	○c	足元灯 Zc131 撤去
		⊞	既設LEDホタル H2-9 900×900H R8K蓋 丸600φ



正門

機械室
既設配電盤
1A09

屋外イベント分電盤(L-0)

改修前詳細図E08参照

改修前詳細図E04参照

職員駐車場

VVF2.0-3C撤去 (VE22流用)
EM-CE5.5[□]-2C. E2. 0に更新

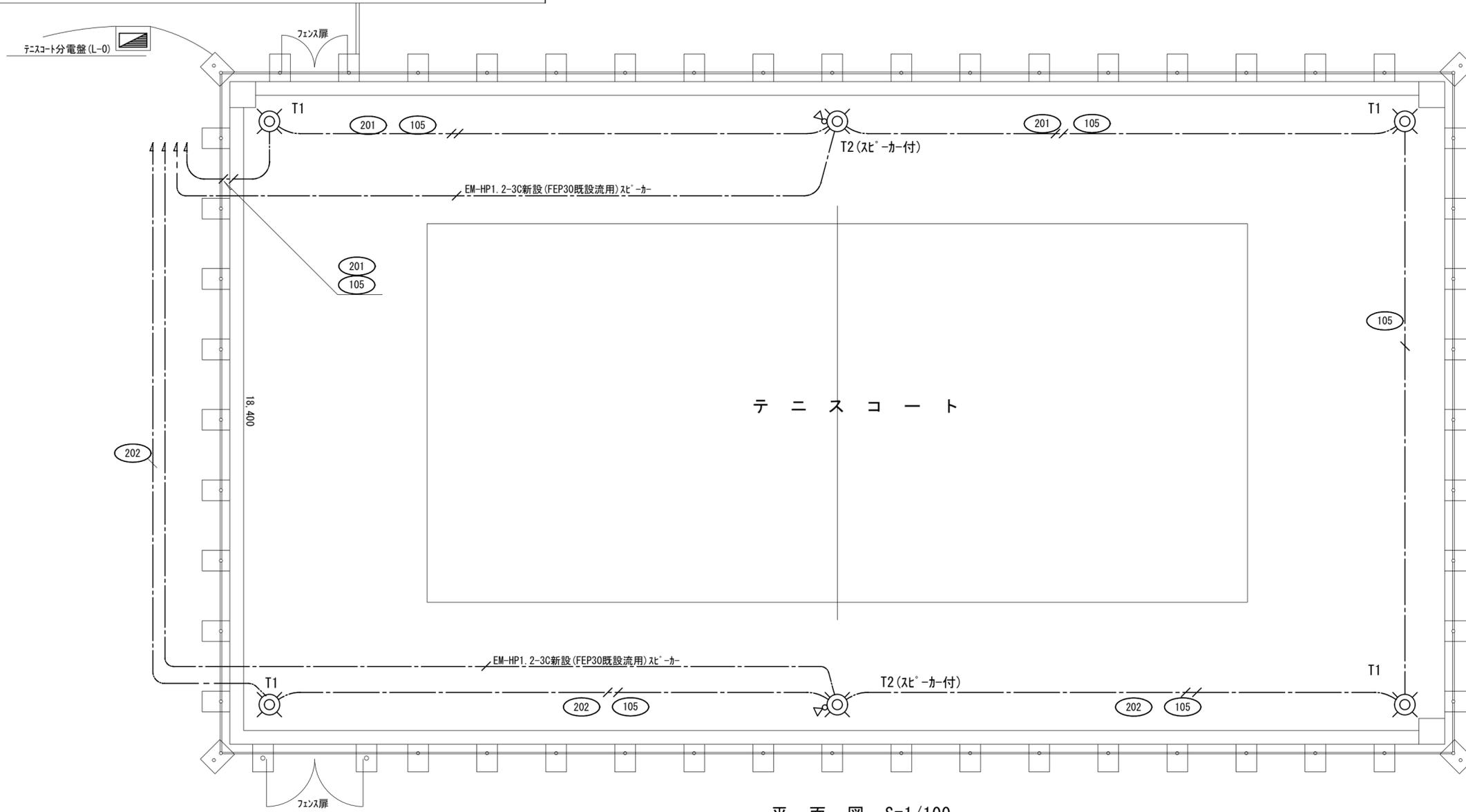
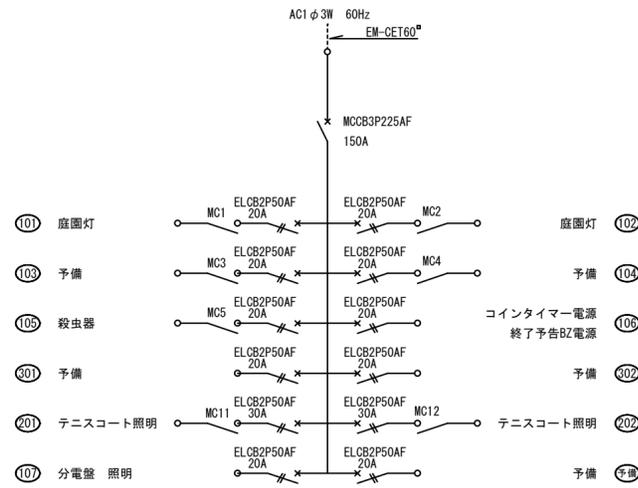
※ CV5.5[□]-3C撤去 (FEP30流用)
EM-CE5.5[□]-2C. E2. 0に更新

※ CV5.5[□]-3C撤去 (FEP30流用)
EM-CE5.5[□]-2C. E2. 0に更新

特別高圧架空配電線

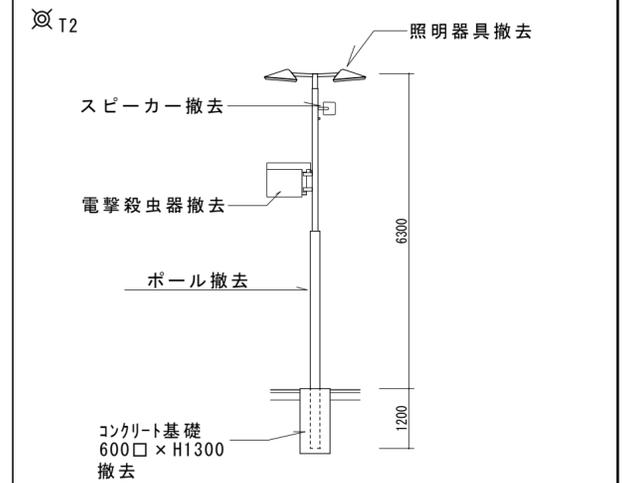
鉄塔

テニスコート分電盤(L-0) 結線図 現状のまま使用



平面図 S=1/100

T2	テニスコート用照明(電撃殺虫器付)
MT1000B-J/BH × 2	撤去 防雨型、上方光束タイプ



T1	テニスコート用照明(電撃殺虫器付)
MT1000B-J/BH × 1	撤去 防雨型、上方光束タイプ

